

11月

食品適正表示推進月間

No.R6-08 (R6.11.11発行)

食品表示には、名称、原材料、原産地、アレルギーに関する事項、栄養成分など、さまざまな情報が記載されています。**食品表示の見方を理解し**、食品選びの参考にしましょう。

県では、11月を食品適正推進月間とし、食品事業者への監視や指導を行い食品表示の適正に努めています。

食品表示の見方 ～原材料名と添加物編～

- 原材料：一般的な名称で、**重量割合の高い順**に表示
- 添加物：以下ア～ウの表示方法で、**重量割合の高い順**に表示
 - ア. 物質名 その物質名を表示 (例) 塩化カルシウム、塩化Ca
 - イ. 用途名 使用の目的・用途を併せて表示 (例) 保存料 (ソルビン酸)
 - ウ. 一括名 同様の機能・効果を有するものを一括表示 (例) 香料

◎ 原材料と添加物の表示には3つの方法があります。
いちごジャムの表示例を見てみましょう。

表示方法1 原材料と添加物を記号で区分して表示

原材料名	いちご (〇〇県産)、砂糖 / ゲル化剤 (ペクチン)、酸化防止剤 (ビタミンC)
------	---

スラッシュで区分

表示方法2 原材料と添加物を改行して表示

原材料名	いちご (〇〇県産)、砂糖 ゲル化剤 (ペクチン)、酸化防止剤 (ビタミンC)
------	--

改行で区分

表示方法3 原材料名と添加物の欄をそれぞれ設けて表示

原材料名	いちご (〇〇県産)、砂糖
添加物	ゲル化剤 (ペクチン)、酸化防止剤 (ビタミンC)



食品表示の見方

～アレルギー編～

食品による健康被害を防止するため、包装された加工食品のうちアレルギーを引き起こす物質（以下、アレルギー）を含む食品には、**アレルギーの表示を行う義務**があります。

● 必ず表示される8品目（特定原材料）

えび かに 小麦 そば 卵 乳 落花生（ピーナッツ） くるみ※



※くるみは現在経過措置期間中で、2025年4月1日より完全義務化となります。

● 表示が勧められている20品目（特定原材料に準ずるもの）

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

◎ アレルギーの表示には2つの方法があります。

表示方法1 【原則】 原材料ごとに個別にアレルギーを表示

原材料名	パン（小麦・乳成分を含む、国内製造）、ハム（豚肉を含む）、チーズ
添加物	乳化剤（大豆由来）、調味料（アミノ酸等）、●、▲、■

「乳」ではなく「乳成分」と表示

添加物は「○○由来」と表示

表示方法2 【例外】 アレルギーを一括で表示（表示面積に限りがある場合）

原材料名	パン（国内製造）、ハム、チーズ、（一部に小麦・乳成分・豚肉を含む）
添加物	乳化剤、調味料（アミノ酸等）、●、▲、■、（一部に大豆を含む）

一括表示の場合は「一部に○○を含む」と表示

食品表示110番

～あれ？と思ったら～

食品表示の違反が疑われる情報について受付する「食品表示110番」を設置しています。情報をお持ちの方はご連絡ください。

村山総合支庁農業振興課 023(621)8387

置賜総合支庁農業振興課 0238(26)6051

食品安全衛生課 023(630)2621

最上総合支庁農業振興課 0233(29)1315

庄内総合支庁農業振興課 0235(66)5521

※開設時間は平日午前8:30～午後5:15まで